

## 14 印 紙 税

## (1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員
	千円	人
税 印 押 な つ ( 印 紙 税 法 第 9 条 関 係 )	2,253	133
印 紙 税 納 付 計 器 の 使 用 に よ る も の ( 印 紙 税 法 第 10 条 関 係 )	618,138	847
書 式 表 示 ( 印 紙 税 法 第 11 条 関 係 )	2,266,487	4,790
預 金 通 帳 の 一 定 時 納 付 に よ る も の ( 印 紙 税 法 第 12 条 関 係 )	1,659,575	10
計	4,546,456	5,780
充 当 税 額	8,156	-
差 引 計	4,538,297	-
加 算 税 {	過 少 申 告	14
	無 申 告	49
	重	0
過 還 付 金 税 額	545,684	767
	60,045	-
印 紙 税 納 付 計 器 {	325 人	
設 置 者 数		527 台
設 置 台 数		

調査対象等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の現金納付による印紙税の課税実績を示したものである。

用語の説明： 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付による手数料を省くため例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、課税物件に政府の定める書式による表示をするのを書式表示といい、税印の押なつを受けることを税印押なつという。

## (2) 課税状況の累年比較

区 分	税印押なつ	印紙税納付 計器使用分	書式表示	預金通帳の 一定時納付	計	納税人員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平 成 10 年 度	2,506	815,332	2,000,527	2,079,611	4,897,977	6,299
11	1,870	732,623	2,090,295	1,768,035	4,592,822	6,161
12	1,840	659,265	2,177,838	1,718,170	4,557,112	6,200
13	1,604	638,589	2,240,595	1,685,973	4,566,760	6,040
14	1,806	622,208	2,311,051	1,668,467	4,603,533	5,897
15	2,253	618,138	2,266,487	1,659,575	4,546,456	5,780

(注) この表は、「(1) 課税状況」を累年比較を示したものである。